令和2年度

定期監查報告書

(第2期)

横手市監査委員

監 第 1 2 9 号 令和 3 年 2 月 4 日

横手市長高橋大様 横手市議会議長播磨博一様 横手市教育委員会教育長伊藤孝俊様 横手市選挙管理委員会委員長奥山武雄様

横手市監査委員 柴田 恒宏 横手市監査委員 飼田 一之 横手市監査委員 木村 清貴

定期監査の結果報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和 2年度の定期監査(第2期)を横手市監査基準に準拠して実施したので、同条第9 項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同 条第14項の規定により通知願います。

目 次

1	監査の期間及び対象課等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	監査の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	監査の方法	2
4	監査の着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	監査の結果の大要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	まとめ	3
別汤	監査の結果	
	(1) 総務企画部	4
	(2) 財務部	4
	(3) まちづくり推進部	4
	(4) 市民福祉部	6
	(5) 会計課	6
	(6) 病院事業	6
	(7) 教育委員会事務局	6
	(8) 選挙管理委員会事務局	7
	(9) 消防本部及び消防署	7

令和2年度 定期監査報告(第2期)

1 監査の期間及び対象課等

令和2年9月1日(火)~令和3年1月27日(水)

実地監査日	対象課等 (42機関)
10月15日(木)	秘書広報課、会計課、選挙管理委員会事務局、財産経営課、 契約検査課、地域づくり支援課
10月16日(金)	情報政策課、危機管理課、消防本部、消防署、消防署南分署、消防署西分署、消防署平鹿分署、消防署山内分署、大森小学校、横手明峰中学校、雄物川小学校
10月20日(火)	税務課、収納課、国保市民課、市立横手病院
10月21日(水)	山内地域課、山内市民サービス課、山内小学校
11月 5日(木)	横手地域課、生涯学習課
11月 6日(金)	平鹿地域課、平鹿市民サービス課、スポーツ振興課
11月10日(火)	増田地域課、増田市民サービス課、文化振興課
11月11日(水)	大森地域課、大森市民サービス課、市立大森病院
11月13日(金)	大雄地域課、大雄市民サービス課、大雄小学校
11月17日(火)	十文字地域課、十文字市民サービス課
11月18日(水)	雄物川地域課、雄物川市民サービス課

2 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度(令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)、令和2年度(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、行政監査的要素を取り入れ実施した。

3 監査の方法

事前に各課等から、職員業務担当一覧、補助金の状況、契約一覧、公金収納状況及び施設の各種法令に基づく点検状況等についての資料提出を求め、諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員に対する質問や実査等の方法により監査した。

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務及び支出事務は、適正に行われているか。
- (2) 補助金等の事務手続きは、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理及び消防法等に基づく防火・防災対策は、適正に行われているか。
- (5) 行政財産使用許可事務手続きは、適正に行われているか。
- (6) 物品の管理は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 学校の理科室の薬品について管理簿が整備されているか。
- (9) 前回の監査で指摘した事項が適正に改善されているか。

5 監査の結果の大要

令和2年度第2期の定期監査は、本庁・地域局の各課等、雄物川・大森・大雄・山内地区小中学校、市立病院、消防本部、行政委員会等を対象とし、公金の取扱いをはじめ財務事務処理等が関係法令に基づき適正に行われているかを監査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

なお、主な所見は次のとおりであるが、個別の指摘事項については、「別添 監 査の結果」に記載した。

(1)補助金事務について

事業実績報告書に必要な書類が添付されていない課や、提出期限が守られていない課が見受けられた。横手市補助金等交付要綱や横手市補助金制度に関する指針等を再度確認されたい。

(2) 契約事務について

随意契約の根拠条項や契約保証金の免除条項を誤っている課等や、地方自治 法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条 項を明記していない課等が見受けられた。地方自治法施行令及び横手市契約規則を再度確認されたい。

(3) 服務事務について

代休の取得についての誤りや取得されていない課等や、私有車登録台帳に不 備がある課が見受けられた。

また、事務引継において、事務引継等要領に新たに規定された監査指摘事項 (様式第5号)を添付していない課等が見受けられた。令和2年4月1日付け 人事異動に伴う事務引継から追加になったものであるので、全部署においても 確認されたい。

6 まとめ

今回の監査の結果、前述のような改善を要する点や書類等の不備が見受けられた。日常の事務執行にあたっては、法令等を再度確認して適正な事務処理に努められたい。

軽易な事項については監査会場において、その都度関係職員に改善を指示した ので記述を省略する。

別添 監査の結果

(1)総務企画部

課名等	監査の結果
秘書広報課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められ
	た。
危機管理課	1 契約事務
	請負工事契約において、地方自治法施行令第167条
	の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則
	の条項を明記していない。
情報政策課	1 服務事務
	私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係
	る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基
	づく私有車登録台帳の整備に不備がある。

(2) 財務部

課名等	監査の結果
財産経営課	指摘事項なし
税務課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められ
	た。
収納課	1 服務事務
	私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係
	る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基
	づく私有車登録台帳の整備に不備がある。
契約検査課	指摘事項なし

(3) まちづくり推進部

課 名 等	監 査 の 結 果
地域づくり支援課	1 補助金事務
	(1) 事業実績報告書の提出期限が守られていない。
	(2) 事業実績報告書において、添付書類に不備がある。
文化振興課	1 契約事務
	リース契約において、随意契約の根拠条項を誤ってい
	る。

課名等	監査の結果
横手地域課	1 財産管理事務
	年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月
	1日付となっていない。
増田地域課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められ
	た。
増田市民サービス課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められ
	た。
平鹿地域課	指摘事項なし
平鹿市民サービス課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められ
	た。
雄物川地域課	1 服務事務
	年次有給休暇の取得単位を誤っている。
雄物川市民サービス課	指摘事項なし
大森地域課	1 契約事務
	委託契約において、契約書に設計書、仕様書を添付し
	ていない。
大森市民サービス課	1 契約事務
	保守契約において、検査調書を作成していない。
	2 服務事務
	私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係
	る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基
	づく私有車登録台帳の整備に不備がある。
十文字地域課	指摘事項なし
十文字市民サービス課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められ
	た。
山内地域課	1 財産管理事務
	年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月
	1日付となっていない。
山内市民サービス課	1 服務事務
	(1) 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係
	る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基
	づく私有車登録台帳の整備に不備がある。
	(2)年次有給休暇の取得単位を誤っている。

課名等	監 査 の 結 果
大雄地域課	指摘事項なし
大雄市民サービス課	1 補助金事務
	事業実績報告書が提出されていない。
	2 財産管理事務
	行政財産使用料の計算方法を誤っている。

(4) 市民福祉部

課 名 等	監 査 の 結 果
国保市民課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められ
	た。

(5) 会計課

課名等	監査の結果
会計課	指摘事項なし

(6)病院事業

課名等	監査の結果
市立横手病院	1 契約事務
	(1) 賃貸借契約において、地方公営企業法施行令第21
	条の14第1項第1号の場合に記載すべき横手市病
	院事業会計規程の条項を明記していない。
	(2) 物品購入契約において、契約保証金の免除条項を
	誤っている。
市立大森病院	1 服務事務
	(1) 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。
	(2) 年次有給休暇の取得単位を誤っている。

(7) 教育委員会事務局

課名等	監査の結果
生涯学習課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められ
	た。

課名等	監 査 の 結 果
スポーツ振興課	1 財産管理事務
	重要物品の不用の決定において、決裁権者を誤ってい
	る。また、財産経営課及び財政課との合議を行ってい
	ない。
	2 服務事務
	年次有給休暇の取得単位を誤っている。
雄物川小学校	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められ
	た。
大森小学校	1 服務事務
	年次有給休暇請求票の記載に不備がある。
大雄小学校	1 施設管理
	消防計画に定めている消防設備の自主点検を計画通り
	に実施していない。
山内小学校	1 施設管理
	消防計画に定めている消防設備の自主点検を計画通り
	に実施していない。
	2 支出事務
	切手はがき受払簿と切手の枚数が合致していない。
横手明峰中学校	1 施設管理
	(1)消防等点検時の不良個所を改善していない。
	(2)消防計画に定めている消防設備の自主点検を計画通
	りに実施していない。

(8) 選挙管理委員会事務局

課 名 等	監査の結果
選挙管理委員会事務局	指摘事項なし

(9)消防本部及び消防署

課名等	監査の結果
消防本部	指摘事項なし
消防署	指摘事項なし
消防署南分署	指摘事項なし
消防署西分署	指摘事項なし

課名等	監査の結果
消防署平鹿分署	指摘事項なし
消防署山内分署	指摘事項なし